

IV 平成26年度に実施した主な施策

重点目標1

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
男女平等を推進する教育・学習	<p>幼児期からの男女共同参画の視点をいれた学習の推進</p> <p>教職員・市職員の男女共同参画に関する理解の促進</p>	<p>平成26年度に実施した主な施策</p> <p>○「男女平等教育指導の手引」を活用した授業の実施 【内容】小中学校において男女平等教育の学習主題として取り上げている内容を含んだ授業を実施。 【実績】実績については今年度9月にアンケートを実施する予定。</p> <p>○男女平等に関する意識調査 【内容】第3次さんかくプランの目標達成度を測るため、小中学生を対象に男女平等に関する意識調査を実施。 【対象/実施日】市立全小学校の5年1クラス、全中学校の2年1クラス（抽出）の児童生徒/9月</p> <p>○男女平等教育に関する調査 【内容】学校の実態把握と教職員の男女平等意識の高揚のため、男女平等教育に関するアンケート調査を実施。 【対象/実施日】市立小中学校/9月</p> <p>○視聴覚教材の購入、貸出 【内容】幼稚園・小学校・中学校等にビデオの貸し出しを行い、男女平等・相互理解・協力等について理解を深め、これらの教育の充実を図る。 【実績】男女共同参画をテーマに含む作品の年間利用件数 4件 新規購入1本（男女共同参画の内容に関わる教材）</p> <p>○男女共同参画社会研修講座 【内容/講師】「男女共同参画社会の実現に向けて」/女性が輝くまちづくり推進課 館長 三宅 良昭 【実施日/場所】7月21日/岡山市教育研修センター 【対象】小・中・高等学校の教職員の希望者及び10年経験者研修受講者 7名</p> <p>○男女平等教育研修講座 【内容/講師】「学校園における男女平等教育の推進について」/岡山市教育委員会事務局指導課人権教育室 岡孝之副主査、「自尊感情とジェンダー」/社会心理学講師・カウンセラー 市場 恵子 【実施日/場所】10月27日/ワエルホール なたささ 【対象】幼・小・中学校の男女平等教育担当者 166名</p> <p>○教育の情報化推進研修講座【小学校】 【内容/講師】「情報セキュリティ等について」/就学課学校環境調整室 高坂仁美主査、「ハイパーキューブ操作についての講義・演習」/（株）スズキ教育ソフト、「スカイ操作についての講義・演習」/（株）スカイ 【実施日/場所】5月12・13・15・19・20日より1日選択/岡山市教育研修センター【対象者】小学校の情報教育担当者88名</p> <p>○教育の情報化推進研修講座【中学校】 【内容/講師】「情報セキュリティ等について」/就学課学校環境調整室 高坂仁美主査、「ハイパーキューブ操作についての講義・演習」/（株）スズキ教育ソフト、「スカイ操作についての講義・演習」/（株）スカイ 【実施日/場所】5月22・26日より1日選択/岡山市教育研修センター【対象者】中学校の情報教育担当者37名</p> <p>○校内人権教育研修会 【内容】各学校の教職員人権研修において、男女共同参画をテーマにした研修を実施。 【実績】2校 55人</p>	<p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>教育研修センター</p> <p>教育研修センター 保育・幼児教育課</p> <p>教育研修センター</p> <p>教育研修センター</p> <p>指導課</p>

重点目標1

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
男女平等を推進する教育・学習	<p>教職員・市職員の男女共同参画に関する理解の促進</p>	<p>平成26年度に実施した主な施策</p> <p>○中学校区教職員人権教育研修会 【内容】中学校区の保育園、幼稚園、小学校、中学校の教職員の交流研修において男女共同参画をテーマにした研修を実施。 【実績】1中学校区90人</p> <p>○基本研修への男女共同参画研修の導入 【内容】男女共同参画をメインテーマとする研修を新規採用職員研修(前期)で実施。 【実績】受講者：新規採用職員(125人)</p> <p>○アップデートコミュニケーション研修 【内容】今後の活躍が期待される女性職員が、自分の意見をしっかりと伝えながら相手の話も聴く、すなわち自己主張をしながら相手のことも思いやるコミュニケーションスキルを習得し、仕事の実践力を向上させる。 【実績】受講者：副主査の女性職員(79人)</p> <p>○女性が輝く！岡山市戦略研修 【内容】女性職員が、政策形成に関する基礎的な知識を学習し、政策立案(事業創造)とプレゼンテーションの実践などを通して政策形成能力の向上を図りながら、女性の視点で女性が輝く岡山市の政策を検討する。 【実績】受講者：副主査級から課長級までの女性職員(18人)</p> <p>○新規採用職員研修 【テーマ】男女共同参画社会の実現をめざして 【実績】受講者125人</p> <p>○新任公民館職員研修 【テーマ】岡山市における男女共同参画の実現をめざして 【実績】受講者24人</p> <p>○男女共同参画社会研修(小・中学校教諭希望者) 【テーマ】「男女共同参画」～男女間の暴力防止を中心に～ 【実績】受講者6人</p>	<p>担当課 指導課 人事課(人材育成室) 人事課(人材育成室) 人事課(人材育成室)</p>
		<p>○さんかくカレッジ(基礎コース) 【内容】男女共同参画社会の実現のために地域・家庭・職場・社会で活躍できる人材を育成。 【実績】公民館(中央・南・東南)中央・東南各4講座、南4講座×2回、受講生 延べ388人</p> <p>○さんかくカレッジ(専門コース)①変わる家族と介護(2ワゴンコイン講座) 【内容】男女共同参画に関する知識を有する人材のさらなるレベルアップを図り、男女共同参画推進の具体的な活動ができる人材を育成。 【実績】①変わる家族と介護9講座、受講者延べ148人、修了者17人 ②ワゴンコイン講座(受講可能)2講座、受講者延べ14人</p> <p>○さんかくカレッジ(専門応用コース) 【実績】変わる家族と介護4講座、受講者延べ8人、修了者2人</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課(さんかく岡山) 女性が輝くまちづくり推進課(さんかく岡山)</p>

重点目標1

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
<p>男女平等を推進する教育・学習</p>	<p>教職員・市職員の男女共同参画に関する理解の促進</p> <p>家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供</p>	<p>平成26年度に実施した主な施策</p> <p>○公民館等への講師紹介 【内容】さんかくカレッジ専門コース修了者を、公民館や学校等の講座の講師として紹介することにより、地域でのさらなる男女共同参画の推進をはかる。 【実績】13講座（修了者延べ13人を公民館等に講師として紹介）</p> <p>○公民館重点テーマによる主催講座の開催 【内容】公民館全体で男女共同参画をテーマとする主催講座を実施 【実績】37館、62講座、延べ4,224人</p> <p>OPTA人権教育研修会 【内容】各学校でPTAが主催する人権教育研修会において、男女共同参画をテーマにした研修会を実施。 【実績】10校 659人</p> <p>○公民館高齢者講座 【内容】公民館主催の高齢者講座において、男女共同参画をテーマにした講座を実施。 【実績】6回 249人</p> <p>○グループ活動 【内容】家庭や地域の教育力の活性化を図るため、保育園・幼稚園・小学校・中学校の保護者を中心に地域の人たちで子育ての学習・交流・実践活動を継続的に行った。 【対象/期間/場所】保育園・幼稚園・小学校・中学校の保護者を中心に47グループ（会員2,734人）/5月～2月（年4回以上）/幼稚園、小学校、公民館、コミュニティハウス等</p> <p>○家庭教育セミナー 【内容】子育てや家庭教育にかかわる活動を地域や職場で計画しているグループの自主的な学習会・講演会を支援 【対象/実績/参加者】市内在住・在勤者15人以上で構成する団体の家庭教育・子育てに関する学習活動/1件/参加者数20人</p> <p>○男女共同参画に関する学習会への講師の派遣 【内容】学校等において児童・生徒・学生等を対象に、また、地域において実施される男女共同参画についての講演会等に講師を派遣。 【実績】3か所、参加者延べ118人</p> <p>○「さんかく条例」等の周知 【内容】教職員・市職員階層別研修等でシメヤ「さんかく条例」リーフレットの配布により、法令・条例等の周知に努めた。（再掲）</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課 （さんかく岡山）</p> <p>公民館</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>こども企画総務課</p> <p>こども企画総務課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課 （さんかく岡山）</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p>

重点目標1

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
2 女性の人権を尊重した表現の推進のための基盤づくり	<p>情報教育の推進</p> <p>社会の環境浄化のための活動の推進</p>	<p>○メディア・リテラシー教育の実施 【内容】小中学校においてメディア・リテラシーを中心に据えた授業を実施。 【実績】実績については今年度9月にアンケートを実施する予定。</p> <p>○教育の情報化推進研修講座【小学校】 【内容/講師】「情報セキュリティ等について」/就学課学校環境調整室 高坂仁美主査、「ハイパーキューブ操作についての講義・演習」/（株）スズキ教育ソフト、「スカイ操作についての講義・演習」/（株）スカイ 【実施日/場所】5月12・13・15・19・20日より1日選択/岡山市教育研究研修センター【対象者】小学校の情報教育担当者88名</p> <p>○教育の情報化推進研修講座【中学校】 【内容/講師】「情報セキュリティ等について」/就学課学校環境調整室 高坂仁美主査、「ハイパーキューブ操作についての講義・演習」/（株）スズキ教育ソフト、「スカイ操作についての講義・演習」/（株）スカイ 【実施日/場所】5月22・26日より1日選択/岡山市教育研究研修センター【対象者】中学校の情報教育担当者37名</p> <p>○市職員人権研修などの実施 【内容】研修の中で人権尊重の視点に立った表現について取り上げた。</p> <p>○機関誌「いくせい」の発行 【内容】各地区の青少年健全育成の取組の紹介や次世代育成成室の行う補導活動、非行防止健全育成に係る取組を紹介【実績】1,200部×6号</p> <p>○岡山市青少年育成協議会への補助 【内容】市内36中学校区の育成協議会専門部環境浄化部に、有害図書自動販売機設置の実態把握及び排除のための行動を依頼</p>	<p>指導課</p> <p>教育研究研修センター</p> <p>教育研究研修センター</p> <p>人権推進課</p> <p>こども企画総務課</p> <p>こども企画総務課</p>

重点目標2

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
<p>市民への意識啓発</p> <p>女性に対する人権意識の防止及び相談体制の充実</p>	<p>○企業などを対象とした人権研修の実施 【内容】研修の中でハワハラ・セクハラ等について取り上げた。 【実績】89回 約5,500人</p> <p>○事業者へのDVやセクハラ等に関する出前講座 【実績】0事業者</p> <p>○「さんかく岡山」出前講座(再掲) 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】①「さんかく岡山」について～男女共同参画の意義、事業概要、ミニ講座/5月24日/さんかく岡山/ノートルダム清心女子大学学生/26人 ②災害時の「あたりまえ」を女性の視点から見直してみようじゃないか?/6月23日/操南公民館/市民/20人 ③人と人とのよりよい関係をつくるために～交際相手とのすてきな関係をつくっていくには～/1月30日/中国短期大学/学生/72人</p> <p>○その他研修等 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】緊急一時保護研修/5月8日/さんかく岡山/緊急一時保護業務従事員/19人</p> <p>○市広報紙、市政テレビ、市政ラジオ等による広報</p> <p>○男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」の配布</p> <p>○「DV防止カード」及びパンフレット「話してみませんか」の配布</p> <p>○市が主催する各種イベントでの広報、啓発活動(9のイベントに参加)</p>	<p>平成26年度に実施した主な施策</p> <p>○犯罪被害者等支援に関する岡山市職員研修事業 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】講演、意見交換/平成26年1月31日、2月7日/勤労者福祉センター/関係職員/39名</p> <p>○犯罪被害者支援等総合相談窓口 【相談件数】10件</p> <p>○男女共同参画相談支援センター(一般相談) 【内容】専門の相談員5人が、DVやセクハラなどの性別に起因する人権侵害に関する相談に際して、面接・電話相談に際して。 【相談件数】3,550件(うちDV相談1,158件)</p> <p>○男女共同参画相談支援センター(特別相談) 【内容】一般相談を受けた相談者の中で法律相談や心理カウンセリングが必要と認められる者を対象に、それぞれ毎月1回程度、弁護士や精神科医師等が相談に際して。 法律相談48件、精神科医相談・心理カウンセリング34件</p> <p>○各福祉事務所への女性相談員の配置 【内容】女性相談員13人(男性2人、女性11人)を各福祉事務所及びこども福祉課へ配置し、女性に対する人権侵害に関する相談・支援業務を行う。</p> <p>○「DV防止カード」及びパンフレット「話してみませんか」の配布 【内容】男女共同参画相談支援センターの「相談ほっとライン」や配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を紹介したカードやパンフレットを市内の関係機関や医療機関に配布。また、本庁舎や各支所等の窓口を設置。</p> <p>○児童虐待防止啓発チラシの配布 【内容】児童虐待防止啓発のチラシを作成し、岡山市内の全保育園・幼稚園・小中学校・認定こども園・特別支援学校等に配布し、通告義務の周知を図る。また、通告先として各福祉事務所内地域こども相談センターの周知を図る。</p>	<p>人権推進課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課・人権推進課(さんかく岡山)</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課(さんかく岡山)</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>安全・安心ネットワーク推進室</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課(さんかく岡山)</p> <p>こども福祉課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>こども福祉課</p>

重点目標2

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
女性に対する人権侵害の防止及び相談体制の充実	相談体制の充実	<p>○男女共同参画相談支援センター相談員に対する研修 【実績】全国シエルトアソンボジウム（山口県宇部市）、女性関連施設相談員研修、内閣府「配偶者からの暴力被害者支援のための官公・官民連携促進ワークショップ」、DVサポーター養成講座、スーパーハイス、女性人権センターアドバイザー制度研修会ほか</p> <p>○女性相談、DV関係各種会議・研修会への参加 【内容】岡山県女性相談所を行う女性相談員連絡会、DV被害者支援機関連絡会や全国婦人相談員研究協議会等の研修に参加し資質、能力の向上を図る。</p> <p>○市外ネットワーク会議 【会議名/構成/回数】①女性相談員等連絡会議/県下全域の女性相談員等/3回 ②女性の権利相談機関連絡会/弁護士会、県下の男女共同参画センター、県警本部、女性相談所/3回 ③DV被害者保護支援関係機関連絡会議/福祉事務所、県警本部、女性相談所等/2回 ④DV防止法の運用に関する関係機関との事務打合せ/裁判所、県警、県下の男女共同参画センター、女性相談所/1回</p> <p>○DV被害者緊急一時保護 【内容】「さんかく条例」に基づき、DV被害者に対して市独自の緊急一時保護を24時間体制で実施。 【実施件数】3件</p> <p>○DV被害者支援グループ活動 【内容】相談を受けたDV被害者のうち、希望者を対象に支援グループ「和」として自助活動を行う。 【実施日/場所/対象/参加者数】年4回実施。/さんかく岡山/DV被害者/5人 ○DV被害者グループワークの実施 【内容】相談を受けたDV被害者のうち、希望者を対象にグループワークを行う。 【実施日/場所/対象/参加者数】年2回実施。/さんかく岡山/DV被害者の親子/17人 ○DV被害者グループカウンセリングの実施 【内容】相談を受けたDV被害者のうち、希望者を対象にグループカウンセリングを行う。 【実施日/場所/対象/参加者数】年2回実施。/さんかく岡山/DV被害者/14人</p>	<p>女性が輝くまろちくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>こども福祉課</p> <p>女性が輝くまろちくり推進課</p> <p>女性が輝くまろちくり推進課</p> <p>女性が輝くまろちくり推進課</p> <p>女性が輝くまろちくり推進課 (さんかく岡山)</p>
配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進	DV被害者（子どもを含む）の保護及び自立に向けた支援の実施	<p>○DV防止法に基づく一時保護の受託 【目的】配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族を一時保護 【対象】岡山県女性相談所からの委託者 【実施件数】暴力被害者 1名、同伴児童 2名</p> <p>○要保護児童対策地域協議会による児童虐待の早期発見、関係機関との連携の推進 【内容】市代表者会 年1回</p>	<p>こども福祉課</p> <p>こども福祉課</p>
2	民間団体等と連携した支援	<p>DV被害者の市営住宅の優遇抽選 【内容】DV被害者については、市営住宅への入居選考において抽選番号を2つ付与する優遇抽選を実施する。 【実績】年3回実施応募2件 当選0件</p> <p>市営住宅の目的外使用許可 【内容】DV防止法による保護命令の決定を受けたDV被害者については、市営住宅への目的外使用による一時入居を許可する。 【実績】0件</p> <p>○DV被害者支援民間シエルトアソンボジウム運営事業補助 【内容】シエルトアソンボジウムを運営する民間団体に対して、その運営を支援し、DV被害者の保護・自立支援の充実を図る。 【実績】補助事業者1団体</p> <p>○岡山市DV被害者自立支援事業 【内容】公益財団法人へ委託し、DV被害者からの立ち直りへの支援と女性が自分らしく生きていけるようになるための支援を実施する。</p>	<p>住宅課</p> <p>住宅課</p> <p>女性が輝くまろちくり推進課</p> <p>女性が輝くまろちくり推進課</p>

重点目標2

実施の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
2	加害防止のための調査研究	<p>ODV加害防止に向けた情報収集 大都市男女共同参画行政主管者会議／福岡市</p>	女性が輝くまろつくり推進課
	DV家庭の子どもへの支援	<p>要保護児童対策地域協議会による児童虐待の早期発見、関係機関との連携の推進 【内容】市代表者会 年1回</p>	女性が輝くまろつくり推進課
3	セクハラ防止対策の推進	<p>○グループワークの実施（再掲） ○DV被害者支援ボランティア活動 【内容】DV被害者が、相談支援センターで相談している間の託児ボランティア料について、経済的自由などにより自己負担が困難な者に対して支援を行う。 ○相談支援業務を行う中でDV家庭であることが判明した場合や休日・夜間等、緊急でDVの相談を受けた場合、子どもの福祉が守られるよう支援を行うとともに、必要に応じて、女性相談所等との連携、子ども一時保護等により子どもの安全が確保されるよう支援を行った。 【参考】平成25年度児童虐待相談対応件数323件</p>	女性が輝くまろつくり推進課
	職場におけるセクハラ防止対策の推進	<p>○事業者へのセクハラ研修出前講座（再掲） ○企業などを対象とした人権研修の実施 【内容】研修の中でハラスメント・セクハラ等について取り上げた。 【実績】89回 約5,500人</p>	女性が輝くまろつくり推進課
3	セクハラ防止対策の推進	<p>○職場におけるハラスメントの防止 【目的】ハラスメントに対する手引書を用いた所属長研修（新任所属長は参加必須）の実施や、相談窓口周知利用リーフレットの配布等を通じて、セクハラ等ハラスメントのない職場づくりに取り組む。 【対象】市職員、その他市に勤務する者 【実績】所属長研修 出席者38人（市長事務部局）</p>	人事課
	地域におけるセクハラ防止対策の推進	<p>○セクハラ相談 【内容】相談員1名を配置して、職員のセクハラ相談を受け、関係部署と調整、解決を図る。 【実績】相談件数：23件（延べ件数：92件）</p>	給与課
	教育の場におけるセクハラ防止対策の推進	<p>○校長会・園長会等でのセクシュアルハラスメントを含む職務の徹底について指導し、教職員の意識を高め、教育の場におけるセクハラ防止に努める。 【内容】校長会・園長会（年3回）、校長会定例研修会・園長会定例研修会（小学校・中学校／各年1回）、新任校長・副校長・副校長・副校長・教頭研修会（小学校・中学校／各年1回） 【対象】管理職員</p>	学事課
	地域におけるセクハラ防止対策の推進		女性が輝くまろつくり推進課・人権推進課

重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の是正のための啓発	<p>○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容/実施日/場所/参加者数】①講演会「老い支度なせ必要～老後問題とジェンダー～」/6月28日/さんかく岡山/119人 ②講演会「施日のお葬式、消えお墓～葬送儀礼におけるジェンダー～」/7月5日/さんかく岡山/134人 ③講演とワークショップ「巨大地震から命を守る 講演と避難所体験ゲームを男女で!」/11月29日/さんかく岡山/43人 ④ミュージカル「哀shine 愛shadow～もう一人の私へ～」/11月30日/百花プラザ/475人 ⑤講演会「今どきの女性の働き方事情～変わる雇用の現場～」/12月6日/さんかく岡山/31人 ⑥「ジェンダーの視点で考える明るい高齢社会PartⅢ～知ってぞなえる介護～」/3月1日/さんかく岡山/44人 ○「さんかく岡山」主催事業 【内容/実施日/場所/参加者数】①さんかく木曜マルシェ「子育てママのほっとタイム～オリジナルプチ雑貨づくり&子育てに活かすコミュニケーション～」/「働くママ&ハハ応援講座 保育園についての説明・マザーズハローワークについて」「知らない人から自分を守る子どもに」「大切ないのち 大切なわたし 子ども育ちの性的お話」「だまされないぞ悪質商法」/4月～3月/さんかく岡山/延べ56人 ②こどもさんかくサマーゼミ/7月～8月(全20日)/さんかく岡山/延べ987人 ③男性家事師援講座「ハハのためのおうちカフェ講座」「ハハのための家事講座～掃除編～」/11月～12月/さんかく岡山/延べ14人</p> <p>○「さんかく岡山」さんかくシアター 【内容】学習ビデオ・映画の上映と意見交換 【場所/回数/対象/参加者数】さんかく岡山/12回/延べ321人</p> <p>○公民館主催講座の開催 【内容】固定的な性別分担の見直しをテーマとする講座を実施 【実績】6館、延べ265人</p> <p>○事業者への出前講座の実施 【実績】0団体</p> <p>○男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」の配布 【内容】市民に男女共同参画を身近に感じ、理解を深めてもらうため、公募した市民の編集委員が中心となって取材や編集を行い、作成した情報誌「DUO」を関係「市民の広場おかやま」にはさみこみ全世帯配布する。 【実績】285,000部作成</p>	<p>女性が輝くまち つくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>女性が輝くまち つくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>公民館</p> <p>女性が輝くまち つくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>女性が輝くまち つくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>女性が輝くまち つくり推進課 (さんかく岡山)</p>
2 労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保	苦情や相談を通じた市政の見直し 男女共同参画を積極的に推進する事業者への検証等の充実	<p>—</p> <p>○男女共同参画の視点の情報をいれた他自治体の入札制度の情報収集 実績なし</p>	<p>女性が輝くまち つくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>女性が輝くまち つくり推進課 (さんかく岡山)</p>

重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保	男女共同参画を積極的に推進する事業者への検証等の充実	<p>○事業者表彰 【内容】雇用の分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者を「さんかくウイーク」記念イベントにおいて表彰する。 【実績】2事業者</p> <p>○公正採用選考者人権啓発推進員研修会の開催 【目的】人権が尊重された公正な採用選考による就職の機会均等の確保及び明るく働きやすい職場環境づくり。 【対象】公正採用選考者人権啓発推進員及び事業者 【内容】「雇用への挑戦～1人でも多くの方に働く喜びを～」をテーマに、障がい者雇用等について学んだ。 【日時】平成26年7月8日 【参加者】397人</p> <p>○事業者への出前講座の実施（再掲）</p>	女性が輝くまちづくり推進課
2	農林漁業従事者、農林漁業関係機関・団体への意識啓発	<p>○「男女共同参画のつどいin岡山」の開催 【内容】JA岡山との共催で「男女共同参画のつどいin岡山」を開催し、農林漁業従事者、地域や関係機関・団体への意識啓発を図る。 【主な事業】「男女共同参画のつどいin岡山」の開催 【対象/開催日/場所】JA岡山関係者/H27年1月22日/JA岡山西大寺支所3階大ホール 【実績】参加者350人</p>	農林水産課
女性の参画の少ない分野における対策の推進	まちづくり・防災分野などにおける女性の参画の拡大	<p>【実績】岡山市連合町内会男女共同参画専門部会を開催（計4回）。 岡山市連合町内会の理事会の傍聴を行った。</p> <p>○公民館主催講座の開催 【内容】女性を対象に、地域防災の視点を盛り込んだ講座を実施 【実績】1館、38人</p> <p>○「さんかく岡山」にて「活躍する女性達の記事等」の掲示の実施、先人の女性達のハネル展示</p> <p>○理科支援員配置事業 【内容】外部人材を理科支援員とし活用することにより、授業における理科授業の充実を目指す。 【実績】小学校21校（21人）</p>	安全・安心ネットワーク推進室 公民館
3	子どももの傾からの理数分野への興味の大	<p>○「さんかく岡山」主催事業の実施（再掲）</p>	女性が輝くまちづくり推進課 指導課

重点目標3

3	女性の参画の少ない分野における対策の推進	具体的施策 子どもの頃から理数分野への興味を高めることにつなげる講座の開催	平成26年度に実施した主な施策 ○公民館主催講座の開催 【内容】小学生を対象に、理数分野への興味や関心を高めることにつなげる講座の開催 【実績】11館、延べ2,337人	担当課 公民館
4	男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進	男女共同参画の視点からの市の広報ガイドラインの活用	広報課 広報紙の作成にあたり、人権尊重の視点にたった「表現」のための手引に基づき男女共同参画の視点にたった広報紙の作成に努めた。 ○市職員研修(新採用職員研修)においてパンフレット等を作成する際には、広報ガイドラインを活用し、男女共同参画の視点にたった「表現」に努めるよう促した。 市職員人権研修において、広報ガイドラインの内容をふまえた研修素材や話題などを活用し、男女共同参画についての意識啓発を行った。	広報課 女性が輝くまちづくり推進課 人権推進課
	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	○市広報紙「市民のひろば おかやま」への掲載 【内容】毎月発行、全世帯配布。 【記事】《催し・お知らせ・募集など》①4月号「男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰の推薦」(1/8頁)②5月号「さんかくウイーク2014プレゼント(岡山市民の日関連)」(1/8頁)③6月号「さんかくウイーク2014」(1頁)④7月号「日本女性会議2014札幌」参加者(1/8頁)⑤9月号「家庭も仕事も大切にしたい」女性募集(1/8頁)⑥11月号「さんかくウイーク2015実行委員(公募分)」(1/8頁)⑦2月号「岡山市男女共同参画専門委員会委員」(1/8頁)⑧2月号「さんかくウイーク2015広報用イラスト募集」(1/4頁) 《施設ガイド》「さんかく岡山」のイベント・募集記事の掲載(毎月・1/8頁)	○男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」(デュオ)の発行(再掲)	広報課・女性が輝くまちづくり推進課
		○市政テレビ「情報かわらばん」「いきいきおかやま」(CATV on ビジョン)の放送 【内容】市政の動向・行事・課題などを、文字放送形式(文字とナレーション/運替わりの5分番組を毎日3回放送)とアナウンサーとの対話形式(半月替わりの10分番組を毎日3回放送)で放送。 【テーマ/放送日】《文字放送形式》①さんかくウイーク2014/5月26日～5月30日②さんかくウイーク2015イラスト募集/2月16日～2月20日 《対話形式》①さんかくウイーク2014/6月1日～15日 ○市政ラジオ「オカヤマシティインフォメーションスクエア」(レディオmomo)の放送 【内容】パーソナリティと出演者との対話形式で放送(月～金曜・15分番組) 【テーマ/放送日】①さんかくウイーク2014/6月6日②さんかく岡山の講座紹介ほか/9月22日③さんかくウイーク2015 実行委員募集/11月12日⑤さんかくウイーク2015広報用イラスト募集/2月16日 ○市政ラジオ「くらしと市政」(RSK)の放送 【内容】パーソナリティによる原稿読み上げ形式(毎週金曜11時22分前後～3分程度) 【テーマ/放送日】さんかくウイーク2014/6月6日	広報課・女性が輝くまちづくり推進課	

重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
男女共同参画の視座に立った広報・情報提供の促進	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進 市民意識・実態調査の定期的な実施	<p>平成26年度に実施した主な施策</p> <p>○さんかくウィーク実行委員会事業 【内容】さんかくウィークのCMを「岡山駅南地下道デジタルサイネージ」で上映</p> <p>○「第3次さんかくプラン」の数値目標及び成果指標に係る現状調査の実施 【内容】「第3次さんかくプラン」行政評価を実施するために各種サンプリング調査を実施。（平成26年度の現状値を把握） 【時期／対象】7～9月／①一般市民388人 ②外国人95人 ③511事業者 【回収率】①38.8% ②23.7% ③38.9%</p> <p>○「第3次さんかくプラン」行政評価（冊子）の発行</p> <p>○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容／実施日／場所／参加者数】ジェンダー統計リーフレット作成グループ／4月～3月にかけて実施（全11回）／さんかく岡山ほか／延べ166人</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p>

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
<p>仕事と子育てを両立するための支援策の充実</p>	<p>保育サービスの充実</p>	<p>○保育所の施設整備 【内容】施設整備を行い、定員増を図る。 【実施園数】7園の新設・増築</p> <p>○保育所の待機児童の解消 【内容】保育所の定員増、定員の弾力化による受入児童数の拡大。 【定員】13,787人（平成27年3月）（対前年比）160人増</p> <p>○特別保育事業の拡大 【内容】①延長保育実施園の拡大 ②一時預かり実施園の拡大 ③休日保育実施園の拡大 【実施園数】（平成27年3月現在／対前年比）①90園／1園増 ②62園／1園増 ③8園／増減なし</p> <p>子ども・子育て支援に関する施策の周知</p> <p>○保育所の施設整備 【内容】施設整備を行い、定員増を図る。 【実施園数】創設1園</p> <p>○放課後児童健全育成事業 【内容】仕事等で保護者が居間家庭にいない小学校低学年の児童に、適切な遊びと生活の場を与える。 【クラブ数】（平成26年度末）90クラブ</p> <p>○地域子育て支援センター 【内容】育児不安などについての相談・指導（面接・電話）、育児通信の発行、園庭の開放、育児講座、その他各保育園の特色を生かした事業を行い、子育てを支援する。 【設置数】公立3センター、私立18センター</p> <p>○児童館 【内容】児童福祉法に基づく児童厚生施設として児童に健全な遊びを与え、健康の増進と豊かな情操の育成を図る。 【設置数】直営9館、指定管理者委託14館（社会福祉協議会9館、ふれあい公社5館） 【実績】利用者数440,884人</p> <p>○子育て広場（12カ所）の開設 【内容】子育てに関する学習・交流・ふれあいの場として設置し、子育ての悩みの解消や子育て仲間づくりを図った。 【期間／場所】4月～3月／幼稚園11園、公民館1館 【対象／参加者数】乳幼児を持つ親／大人8,533人、子ども10,287人</p> <p>公立幼稚園、公立保育園を幼保連携型認定こども園として整備。 平成27年4月1日 4園開園</p>	<p>こども園推進課</p> <p>保育・幼児教育課</p> <p>保育・幼児教育課</p> <p>こども企画総務課</p> <p>こども園推進課</p> <p>地域子育て支援課</p> <p>保育・幼児教育課</p> <p>こども企画総務課</p> <p>こども園推進課</p> <p>こども園推進課</p> <p>保育・幼児教育課</p>
<p>○のびのび親子広場 【内容】市立幼稚園の施設や機能を活用し、子育て支援を実施する。①未就園児の保育活動 ②園庭・園舎の開放 ③子育て相談 ④その他 実施園の行事、子育てサークルとの連携、子育て情報の提供などを行う。</p>			<p>保育・幼児教育課</p>

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
<p>1</p> <p>仕事と子育てを両立するための支援策の充実</p>	<p>地域の子育て支援体制の充実</p> <p>子育てに関する相談支援体制の充実</p> <p>ひとり親家庭に対する相談窓口の充実</p> <p>育児休業等の制度の定着促進</p>	<p>平成26年度に実施した主な施策</p> <p>○ファミリーサポート事業 【内容】育児の相互援助活動による、働く人の仕事と家庭の両立、安心して働くことができる環境づくりを図った。 【会員数】依頼会員2,153人、提供会員：489人、両方会員：302人、合計：2,944人 【活動件数】8,959件</p> <p>○シルハート世代産前産後師援事業 【内容】家事・育児援助を必要とする産前・産後の世帯を対象とした子育て支援事業で、60歳以上のシルハート世代の支援者を派遣し、家事や育児を支援する。 【利用登録者数】72人 【登録支援者数】42人 【のべ利用回数】399件</p> <p>○子育てサロン開設 【内容】公民館保育ボランティアが中心となって、子育てに関する学習・交流の場を開設 【実績】20館、延べ6,699人</p> <p>○パパママスクール 【内容】夫婦を対象に、妊娠出産、育児について学び、妊娠・産後の健康保持増進及び母性・父性の確立を図る 【対象/場所】妊娠中期以降のファミリー・パパおおむね20組/各保健センター/12回 490人</p> <p>○地域こども相談センターの運営 【内容】正規職員13名、家庭相談員12人（女性相談員兼務）を各福祉事務所へ配置し、家庭や子育てに関する相談・支援業務を行う。 【家庭児童相談】1,083件 内、養護相談 1,040件</p> <p>○「ひとり親家庭のおおむね」配布 【内容】ひとり親家庭を対象とした施策をまとめた冊子を児童扶養手当申請窓口等で配布</p> <p>○地域こども相談センターでの相談 【内容】母子・父子自立支援員7名（各福祉事務所及びひこども福祉課）を配置し、ひとり親家庭及び寡婦からの相談に応じる。 【実績】相談件数 6,159件</p> <p>○事業者への出前講座の実施（再掲）</p>	<p>こども企画総務課</p> <p>こども企画総務課</p> <p>公民館</p> <p>健康づくり課</p> <p>こども福祉課</p> <p>こども福祉課</p> <p>こども福祉課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課・人権推進課（さんかく岡山） 人事課</p> <p>介護保険課</p> <p>高齢者福祉課</p>
<p>2</p> <p>仕事と介護を両立するための支援策の充実</p>	<p>介護保険に関する相談体制の充実</p>	<p>○育児休業制度の実施 【目的】育児休業制度により、男性の育児休暇の促進を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数2人（平成26年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p> <p>○介護負担の軽減を図るため、介護保険事業の情報提供を行った。 ○ハンフレット「岡山市の介護保険」20,000部 ○ハンフレット「岡山市あんしん介護保険」30,000部</p> <p>○地域包括支援センターを中心に高齢者の生活支援に努めた。 【内容】地域で暮らす高齢者を介護・保健・医療・福祉などの様々な面から総合的に支援するもの。 【事業実績】①ハンフレット増刷：12,000部 ②介護予防教室の実施：255回/延べ参加人数4,839人 ③虐待の対応：99件 ④高齢者の相談：30,958人 ⑤二子予防事業対象者の把握事業の実施：27,092人</p>	

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
<p>仕事と介護を両立するための支援策の充実</p> <p>2</p>	<p>介護休業等の制度の定着促進</p> <p>地域の介護支援体制の充実</p>	<p>○事業者への出前講座の実施（再掲）</p> <p>○家族介護教室の開催 【内容】高齢者を在宅で介護している家族等に対し、介護方法、介護サービス等に関する情報、介護者自身の健康づくり等の知識や技術を提供するための家族介護教室を実施。介護している家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 【事業実績】 家族介護教室の実施：7箇所/25回/延べ参加人数566人</p> <p>○介護マークの配布 【内容】介護マークを配布し、介護マークをつけることにより、周囲に介護者であることを知らせてもらうことで、介護者の心理的負担の軽減を図る。</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>高齢者福祉課</p> <p>高齢者福祉課</p>
<p>男性にとつての男女共同参画の推進</p> <p>3</p>	<p>男性の家事や子育てへの参加の支援・促進</p>	<p>○子育て休暇の実施 【目的】市職員の特別休暇制度（子育て休暇）により、男性の育児休暇の促進を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数20人（平成26年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p> <p>○育児・介護のための早出遅出勤制度 【目的】育児・介護にかかる負担を軽減させるため、1日の勤務時間の長さを変えることなく、始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げた勤務を可能とする。 【対象】市職員 【実績】取得人数7人（平成26年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p> <p>○部分休業 【目的】育児・介護にかかる負担を軽減させるため、1日の勤務時間のうち一部（2時間以内）について勤務しないことができる。 【対象】市職員 【実績】取得人数2人（平成26年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p> <p>○育児時間 【目的】市職員の特別休暇制度（育児時間）により、育児にかかる職員の負担の軽減を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数3人（平成26年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p> <p>○育児短時間勤務制度 【目的】育児と仕事の両立を容易にするため、職員が完全に職務を離れることなく長期に育児のための短時間勤務を可能とするもの。 【対象】市職員 【実績】取得人数0人（平成26年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p> <p>○公民館主催講座の開催 【内容】男性の家事や育児参加を促すことにつなげる講座を開催 【実績】9館、延べ906人</p>	<p>人事課</p> <p>人事課</p> <p>人事課</p> <p>人事課</p> <p>人事課</p> <p>人事課</p> <p>公民館</p>
		<p>○さんかくカレッジ基礎コースの実施（再掲）</p> <p>○「さんかく岡山」主催事業の実施（再掲）</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)</p>

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
3 男性にとつての 男女共同参画の 推進	男性の家事や子育てへの参加の支援・促進 男性の介護への参加の支援	<p>平成26年度に実施した主な施策</p> <p>○男性のための料理講習会 【内容】望ましい食習慣や知識の普及、生活習慣の改善、健康増進・健康な地域づくり 【対象】健康づくりに関心のある地域の男性 【場所／実績】各地区公民館等／80地区</p> <p>○介護休暇 【目的】負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むものに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。 【対象】市職員 【実績】取得人数2人（平成26年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p> <p>○短期介護休暇 【目的】負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むものに支障があるものの介護をするため、1暦年につき5日（要介護者が2名以上の場合は10日）を超えない範囲内で必要と認められる場合における休暇。 【対象】市職員 【実績】取得人数18人（平成26年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p>	健康づくり課 人事課 人事課
4 地域活動への参 画の促進	地域活動に参加しやすくなるための支援	<p>○公民館主催講座の開催 【内容】地域ボランティアを育成するための講座を開催 【実績】14講座、延べ2,468人</p> <p>○学校支援ボランティア 【内容】地域の人材や保護者が趣味や特技を生かし、学校教育を支援するために予め登録し、ボランティアとして活動する。 【実績】一般登録者 5,202人 (男性1,867人・女性3,335人) (H27.3末)</p> <p>○子ども会等の団体への支援 【内容・実績】 ①地域少年団体を活動を支援するため補助金を交付／子ども会ほかボーイ・ガールスカウト等12団体 ②子ども会育成役員・指導者の研修会の開催／12回 331人 ③子ども会のリーダー養成のための研修会の開催（各1回）／インリーダー研修会103人（男性59人・女性44人）／ジュニアリーダー研修会92人（男性47人・女性45人）</p>	公民館 生涯学習課 こども企画総務課

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する理解の促進	学校における性教育の充実	<p>平成26年度に実施した主な施策</p> <p>○思春期保健対策モデル事業(いのちを育む授業) 【内容】外部指導者による性やいのちにかかわる授業や、幼児とのふれあい体験などを学校教育活動に計画的に位置づけ、効果的に性に関する指導を行う 【モデル対象校/場所】富山中学校3年/富山中学校【継続校】高松、京山、妹尾、旭東、高島、御南、芳泉中学校の7校3年生 合計 1621人 【時期】10月</p>	健康づくり課 保健体育課
		<p>○いのちを育む授業 【内容】思春期の子どもが乳児と接することで、生命・性の尊さ、子育ての大切さを学ぶ。3回の授業(1回目：乳児の発達・接し方について事前学習 2回目：乳児・保護者とのふれあい体験 3回目：幼稚園による講話)を授業時間に位置つけて実施 【対象】中学校3年生/実施校8校 延べ4802人(生徒)、親子ボランティア414組</p>	健康づくり課 保健体育課
		<p>○教職員を対象とした性と性感染症に関する研修会の実施 【内容】講演会「臨床現場から考える性教育」「自尊感情を育む性教育～多様性を認め合って」 【対象/参加人数】市内各種学校の養護教諭、保健体育科教諭、一般教員/38人 【実施日/場所】2月19日/岡山ふれあいセンター</p>	保健体育課 保健課
		<p>○岡山市学校保健部会研究会等で指導 【内容】前年度の「性に関する指導状況調査」の結果を報告するとともに、指導上の注意事項を説明。 【対象/実績】教職員 180人</p>	保健体育課
		<p>○性に関する指導状況調査 【内容】体育、特別活動、総合的な学習の時間、道徳、その他教科における性教育実施時間数および指導内容を調査 【対象/時期】全小中学校/27年3月 【平均指導時間/年間】小学校11.6時間 中学校10.7時間 【個別相談平均実施回数】小学校2.81回 中学校8.7回</p>	保健体育課
	性に関する学習機会の充実	<p>○エイズ・性感染症・性教育出前講座 【内容】学校や地域等幅広い対象にエイズ・性感染症についての正しい知識の普及啓発を行い、性について見つめなおす機会を充実する。 【実績】68回16,000人(内訳)小学校18回、中学校33回、高等学校16回、専門学校2回、大学4回、特別支援学校5回</p>	保健課 保健体育課

重点目標5

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する理解の促進	性に関する学習機会の充実	<p>○性と感染症に関する研修会 【内容】講演「臨床現場から考える性教育」 講師：出前講座講師 江口 勝人氏 講演「自尊感情を育む性教育～多様性を認め合って」 出前講座講師：市場 恵子氏 【対象(実績)】県立学校、市内各種学校の教職員、保健関係者、一般職員 出前講座講師、教育委員会、保健所職員/38人 【実施日/場所】平成27年2月19日/岡山ふれあいセンター</p>	保健課 保健体育課
1		<p>○教職員を対象とした性と感染症に関する研修会の実施 【内容】講演会「臨床現場から考える性教育」「自尊感情を育む性教育～多様性を認め合って」 【対象/参加人数】市内各種学校の養護教諭、保健体育科教諭、一般教員/38人 【実施日/場所】2月19日/岡山ふれあいセンター</p>	保健課 保健体育課

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
生涯を通じた健康づくりに対する支援	相談体制の充実	<p>○思春期相談電話 【内容】思春期特有の健康問題に関する相談に際して適切な保健指導を行うことにより、健康の保持増進と性意識の健全育成を図る 【対象】思春期の子ども及びその保護者(母火・木に専用電話で実施)/男性216件 女性15件</p> <p>○公民館・地区組織と連携した継続的・体験型の健康教室やウォーキング大会等【目的】生活習慣の改善・生活習慣病の予防・健康の増進(運動を含む) 【対象】健康づくりに関心のある人等【場所/実績】各保健センター・各地区公民館等/①健康づくり教室 420回 9,113人②ウォーキング大会等 68回 31,020人</p>	健康づくり課
	健康づくりのための知識の普及啓発	<p>○食に関する指導状況調査 【内容】教科・特別活動における食に関する指導に係るとともにその実績を調査した。 【対象/時期】小中学校/H27年3月 【実績】 (1)栄養教諭・学校栄養職員による教科別実施状況：120校/127校 ①学級活動 ②家庭・技術家庭 ③体育・保健体育 ④総合的な学習⑤生活 (2)食に関する指導が学校全体で計画的にできたと答えた学校の割合 67.4%</p> <p>○男性のための料理講習会 【内容】望ましい食習慣や知識の普及、生活習慣の改善、健康増進・健康な地域づくり 【対象】健康づくりに関心のある地域の男性 【場所/実績】各地区公民館等/80地区</p>	保健体育課
	食育の推進	<p>○スクーラランチセミナー 【内容】食生活に関心を持たせ、望ましい食習慣の育成を目指して、学校栄養職員・栄養教諭が中心になり、「早寝 早起き 朝ごはん」をテーマに、長期休業中に中学校区の公共施設や各学校施設を使用して、保護者を交え調理実習と食指導を実施する。 【対象】児童生徒とその保護者 【実績】36全中学校区47会場実施 参加者数 1,229人</p> <p>○文部科学省「スーパースクール事業」 【内容】指定校：岡山市立瑞穂中学校において実施した。大学、企業、地域生産者等と連携して食育・健康教育による食生活・生活習慣の改善へつなげる取組を実施し、食育の効果科学的に検証した。</p>	保健体育課
		<p>○家庭・地域との連携を図る活動 【内容】学校給食への理解や関心を高め、給食活動や食事のマナーなどの実態を把握し、家庭における食生活やしつけのあり方について具体的な課題を見出すことができるように、各学校で学校や家庭、地域の実情に即して創意工夫して親子給食や給食試食会、招待給食などを実施した。 【対象】保護者、就学前の子ども、地域住民、生産者等 【実績】126校/127校、312回、延べ参加者数 7,893人</p>	保健体育課
		<p>○公民館主催講座の開催 【内容】食習慣や食に関する知識を学ぶ講座を開催 【実績】19館、延べ2,730人</p>	公民館

実施の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
生涯を通じた健康づくりに対する支援	健康調査受診の推進	<p>平成26年度に実施した主な施策</p> <p>乳がん・子宮がん検診の無料クーポン券の交付 【目的】クーポン券の配付・個別勧誘により継続的な受診行動の定着化を図ることで、がん死亡のリスク軽減を図る。 【対象】子宮がん：20歳女性、平成21～24年度のクーポン未利用者 乳がん：40歳女性、平成21～24年度のクーポン未利用者 【実績】子宮がん：配付数58,537人 受診者数9,261人 乳がん：配付数57,143人 受診者数7,151人</p>	健康づくりの課
2	「こころの健康づくり」の推進	<p>〇こころの健康相談 【目的】こころの健康相談に関する相談体制を充実するため専門医が直接相談にあたる。 【対象】岡山市在住市民 各保健センターにおいて、隔月1回、定員1日4人 実49回/年 実49人、延49人</p>	健康づくりの課
健康をおひやかす問題について対策の推進	HIV/エイズや性感染症に関する教育の推進と予防のための啓発	<p>〇エイズ・性感染症・性教育出前講座 【内容】学校や地域等幅広い対象にエイズ・性感染症についての正しい知識の普及啓発を行い、性について見つめなおす機会を充実する。 【実績】78回 16000人（内訳）小学校18回、中学校33回、高等学校16回、専門学校2回、大学4回、特別支援学校5回</p>	保健課
3	薬物乱用防止教育の充実	<p>〇教職員を対象とした性と感染症に関する研修会の実施（再掲）</p> <p>〇「世界エイズデーin岡山」の開催 【内容】一般市民にエイズや感染症について正しい理解を促し、予防する知識の普及を図る。 【実施日/場所/内容】10月18日・10月25日/中国学園大学・山陽学園大学/大学祭のイベントでエイズに関するクイズ、エイズキルト展示、ハネル展、その他市役所ロビーにてハネル展を開催（11月27日、11月28日） 【対象/参加人数】一般市民/約285人</p> <p>〇エイズ・性感染症ホットライン・相談事業の実施 【内容】性行為によって感染する病状について電話相談及び面接相談を行う。 【対象/実績】一般市民/電話・窓口での相談886件（男性565件、女性321件、内ホットライン801件）、検査時相談件数 延べ957件</p>	保健課 保健体育課 保健課
		<p>〇薬物乱用防止普及啓発事業 【内容】「薬と健康の通問」事業の一環として、覚醒剤等薬物乱用防止の普及啓発を目的とし、ハネル展示、DVD上映、おくすりクイズ、啓発資料の配布等を行った。 【実施日/場所】平成26年10月25日/岡山ふれあいセンター 【対象者/実績】一般市民/おくすりクイズ約200名参加、啓発資料約300部配布</p>	保健管理課
		<p>〇薬物乱用防止キャンペーン 【内容】市民に対し、薬物乱用の怖さ、違法薬物使用の恐ろしさの周知徹底を図り、健康と安全の大切さを知ってもらうことを目的とし、ハネル展示、啓発資料の配布等を行った。 【実施日/場所】平成26年11月16日/岡山駅東口駅前広場 【対象者/実績】一般市民/約3,000名参加</p>	保健管理課
		<p>〇危険ドラッグチラシの作成及び配布 【内容】最近問題になっている危険ドラッグの危険性、有害性について正しく理解してもらうため、チラシを作成し、大学へ設置を依頼するとともに、各種イベントで配布を行った。</p>	保健管理課
		<p>〇新成人への薬物乱用防止普及啓発 【内容】新成人を対象に送付される「20歳のパスポート」に、危険ドラッグに関する記事を掲載し、若年層への周知を図った。</p>	保健管理課

重点目標6

	施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
1	行政分野における女性の参画の促進	市の審議会等における女性委員の参画状況の定期的な把握と目標の早期達成	<p>平成26年度に実施した主な施策</p> <p>○審議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 【目的】各課で所管している審議会等の構成状況を把握する。 【対象】各所管課 【調査時期】4月実施 【主体】行政事務管理課、女性が輝くまちづくり推進課 【調査結果】女性比率42.1%(H27.4.1)</p> <p>○協議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 【目的】各課で所管している協議会等の構成状況を把握する。 【対象】各所管課 【調査時期】4月実施 【主体】行政事務管理課、女性が輝くまちづくり推進課 【調査結果】女性比率16.6%(H27.4.1)</p> <p>○審議会等における積極的改善措置 【内容】男女共同参画専門委員会において、男女いずれの委員も40%以上となることを満たすことができず、審査を行う。 【審査件数】4件</p>	行政事務管理課 女性が輝くまちづくり推進課
2	企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力発揮のための取組の促進	<p>企業や各種団体における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）への働きかけ</p> <p>女性の再就職支援の充実</p> <p>女性の創業支援の充実</p>	<p>○女性職員の登用 【目的】能力・実績主義の採用により、性別に関わらず職員一人ひとりの能力・実績に応じた登用を行う。 【対象】市職員 【実績】女性管理職の割合 8.4%(H27.4.1)</p> <p>○事業者表彰の実施（再掲）</p> <p>○岡山マサースハロワークとの連携 「さんかく岡山」にてマサースハロワーク出張相談の実施</p> <p>○起業家啓蒙の開催 【内容】意欲のある起業家を育成し、地域経済の活性化を図るために開講するために開講するもので、事業開始のための基礎的な事項から事業実施の事業計画書作成までを指導。（全6回） 【対象】市内在住の人、市内で事業を始めた人、開業間もない人 【実績】受講者23人（女性8人）うち1人（女性1人）が開業</p>	人事課 女性が輝くまちづくり推進課 女性が輝くまちづくり推進課 産業振興・雇用推進課

重点目標6

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
<p>3 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p>	<p>方針決定過程への女性の参画の促進</p>	<p>○「男女共同参画のつどいin岡山」の開催 【内容】JA岡山との共催で「男女共同参画のつどいin岡山」を開催し、農林漁業従事者、地域や関係機関・団体への意識啓発を図る。 【主な事業】「男女共同参画のつどいin岡山」の開催 【対象／開催日／場所】JA岡山関係者／H27年1月22日／JA岡山西大寺支所3階大ホール 【実績】参加者350人</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課</p>
	<p>農山漁村における女性の参画目標の策定と早期達成</p>	<p>○出前講座の実施（再掲）</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課 農林水産課</p>
	<p>女性の能力開発と適性な評価</p>	<p>○岡山市農業振興ビジョンの策定 【内容】岡山市農業振興ビジョンの重点施策の一つに「担い手の確保・育成」を掲げ、農業経営主とその配偶者や後継者とともに意欲と能力を十分に発揮できるよう家族経営協定締結数を数値目標として設定。 【策定年月／計画期間】21年3月／10年間 【実績】26年度 1111件</p> <p>○岡山市女性農業士連絡協議会 【内容】岡山市女性農業士が地域発展のリーダーとして、本市農業の発展及び農村生活の向上に寄与する目的で設置した連絡協議会の先進地視察研修を実施。 【実施日／視察先】H27.1.27～28／島根県邑南町ほか 【実績】参加者14人</p> <p>○岡山市農林水産女性部協議会 【内容】農林水産業に携わる女性の地位向上と社会参加の促進をめざし、地域の発展に寄与することを目的に設置された協議会及び施設の視察研修を実施。 【実施日／視察先】H26.9.24／広島県尾道市 【実績】参加者78人</p> <p>○家族経営協定締結の啓発・支援 【締結件数】(H27.3.31累計)1111件／(対前年比)9件増</p>	<p>農林水産課</p>

重点目標6

	施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
		農業委員等への女性の登用の促進	<p>○女性農業者の育成 【内容】総会等において農業委員会事務局より農業委員等の女性の登用に関する説明を行い機運の醸成を図った。 ○女性認定農業者の育成 【内容】認定農業者の申請受付相談等で、家族経営協定に関する説明等を行い、女性認定農業者の育成増進を図った。 【実績】認定農業者数633人（うち女性31人：4.9%）</p>	農林水産課
3	農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		<p>○女性農業委員活動の促進（女性農業委員7名） 【内容】女性農業委員の活動（食育教育と地産地消の推進） ①「モモ」「千種白鳳」の袋かけ作業（H26.5.22）と収穫（H26.7.15）。（東区瀬戸町鞆治屋の千種小学校の3年生25人） ②かぼちゃの収穫体験（H25.7.18 東区宝伝の農業委員の畑 東区瀬戸町万富の万富保育園の園児33人） ③女性農業委員を中心とした学校給食への食材提供 ④「おかや女性農業委員の会」総会（H26.8.29） ⑤中国・四国ブロック女性農業委員研修会（H26.11.5～6 高松市） ⑥女性農業委員活動推進シンポジウム（H27.3.3 東京都）</p>	農業委員会
		女性リーダーの養成と情報提供の充実	○さんかくカレッジ（基礎コース・専門コース）の開催（再掲）	女性が輝くまちつくり推進課（さんかく岡山）
4	女性の人材養成と情報の提供		○「さんかく岡山」主催事業 【内容】実施日／場所／参加者数】「企業を成長に導く女性の活躍促進を考える」／2月26日／岡山シティアム／36人	女性が輝くまちつくり推進課（さんかく岡山）
			○生涯学習支援システム 【内容】施設案内や学習機会など、各種の生涯学習情報を登録し、市民の学習に必要な情報を提供する。 【実績】女性登録者334人 男性登録者471人 合計805人（H27.3末）	生涯学習課

重点目標7

実施の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
<p>男女平等に関する世界の取組についての理解と国際協力・交流の促進</p>	<p>世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び啓発</p>	<p>○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】①講演会「子育てへの「切れ目ない支援」フィンランドのネウボラに学ぶ」/11月9日/さんかく岡山/49人 ②ドキュメンタリーフィルム「女性、紛争、平和」上映会とワールドカフェ 国際女性デーin岡山/3月8日/さんかく岡山/33人</p> <p>○国際交流ふれあい講演会の開催 【概要】外国人市民や海外での貴重な体験を持つ日本人を講師に招き、市民の国際理解を深めるために講演会を開いた。 【期間/場所】5月～2月(7回)/友好交流サロン 【対象/参加者数】一般市民/延べ188人</p> <p>○公民館主催講座の開催 【内容】国際社会での女性の活躍を取り上げ、現状・取り組みを紹介し、望ましいあり方を考えるような講座の開催 【実績】2館、延べ35人</p>	<p>女性が輝くまろつくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>国際課</p> <p>公民館</p>
<p>持続可能な開発のための教育(E SD)の推進</p>	<p>持続可能な開発のための教育(E SD)の推進</p>	<p>○「持続可能な開発のための教育(E SD)」の推進 【内容】 ①学校や公民館などにおける持続可能な社会づくりに対する教育・広報・啓発活動 ②E SDに関わる学校や団体のネットワークづくり/228団体 ③持続可能な社会づくりのための教育を行っている学校や団体に助成金を交付/39団体、ユネスコスクール51校 ④メールマガジンによる情報交換及びニュースレター発行/年2回、各3,000部 ⑤フェイスブックでのE SD情報発信、いいね数/1,050 ⑥交流会、E SDカフェを開催/8回、延べ137人 ⑦「おかやまE SDイヤー」としての事業取りまとめと周知広報、冊子配布/86団体・143事業場、4万部</p>	<p>E SD推進課</p>
<p>指導課</p>	<p>指導課</p>	<p>○「持続可能な開発のための教育(E SD)」の推進 【内容】①ユネスコスクール加盟申請への支援 ②ユネスコスクール推進校を対象にした研修会の実施及び校内研修会への講師派遣 ③ユネスコスクール推進校に対する関連図書費補助 ④実践事例集の作成・配付 ⑤ユネスコスクール推進校が地域と連携して行うE SD実践活動に対する費用助成 ⑥E SDの視点を生かした授業づくりや学校間ネットワークを推進する学校の指定 ⑦E SDの実践を発表する機会の提供 【実績】①加盟校43校、申請校8校 ②研修会開催回数3回 校内研修会への講師派遣回数10回 ③図書費補助対象校8校 ④実践事例集は3月に全市立小中学校に配付 ⑤ユネスコスクール推進校51校が対象 ⑥推進校に2校を指定 ⑦E SDに関するユネスコ世界会議サイドイベントの開催</p>	<p>指導課</p> <p>女性が輝くまろつくり推進課 (さんかく岡山)</p>

重点目標7

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
2 岡山市に暮らす外国人への支援及び地域社会への参画促進	外国人のための相談、情報提供の充実	<p>平成26年度に実施した主な施策</p> <p>○外国人市民向け相談窓口 【内容】外国人市民から寄せられる行政手続き・生活相談について、国際課の言語担当者(英語、中国語、ハングル)が通訳として対応した。 【実績】319件</p> <p>○友好交流サロンの運営 【内容】外国人市民向けの生活情報を提供するとともに、地域の国際化のための様々な事業を行い、外国人市民と日本人市民の交流の場を提供した。 【実績】①日本語教室の開催 135回/参加者数 延べ3,590人②多言語生活情報紙「あくら」の発行(6ヶ国語)/発行4回/発行総部数12,600部③インターネットサービスの提供(WIFI)など</p> <p>○行政情報の多言語化 【内容】国際課の言語担当者(英語、中国語、ハングル)等が行政情報を翻訳した。 【実績】227件(英語84件、中国語100件、ハングル43件)</p> <p>○公民館日本語教室の開催 【内容】京山・岡輝・北公民館において、外国人市民を対象とした日本語教室を開催した。 【実績】113回/延べ858人</p> <p>○「やさしい日本語」普及事業 【内容】岡山市職員、市民を対象に、大学教授等の専門講師により「やさしい日本語」に関する知識、ノウハウ、必要性等の講座を行った。 【実績】3回/延べ62人</p> <p>○外国人との交流の場の提供 【内容】地域住民と在住外国人が同じ地域住民としてふれあう場を提供する 【実績】5館、延べ346人</p> <p>○日本文化体験交流会の開催 【内容】友好交流サロンにおいて日本文化体験交流会を実施し、外国人市民との交流を図った。 【実績】「切り絵」(6月)、「匂い袋作り」(11月)、「投扇興」(1月)/延べ57人</p> <p>○多文化共生社会推進モデル町内会の運営支援 【内容】外国人市民の多くが住居する地域を「多文化共生社会推進モデル町内会」に指定し、地域の国際化を支援した。 【実績】地域のお祭り等のチラシを多言語化、招待</p> <p>○国際理解出前講座 【内容】次世代の国際交流の担い手となる子どもたちに対して、本市の国際友好交流都市・地域をはじめとする様々な文化を紹介するため、小学校に出向いて講座を開いた。 【実績】延べ386名</p> <p>○「さんかく岡山」主催事業の実施(再掲) ○市民協働事業の実施(再掲)</p>	<p>国際課</p> <p>国際課</p> <p>国際課</p> <p>国際課</p> <p>国際課</p> <p>公民館</p> <p>国際課</p> <p>国際課</p> <p>国際課</p> <p>女性か輝くまろつくり推進課(さんかく岡山)</p> <p>国際課</p>
	外国人の意見が反映される市政運営	<p>○外国人市民会議の開催 【内容】地域社会の構成員である外国人市民の生活上の諸問題及び多文化共生社会の実現に関する必要事項について調査審議するための会議を開いた。 【実績】2回</p>	国際課

重点目標8

施策の方向性	具体的施策	平成26年度に実施した主な施策	担当課
1 市民参加による 施策の一層の推 進	<p>審議会や実行委員会へ の市民の参画の推進</p> <p>男女共同参画推進週間 (さんかくウイーク) への参画の促進</p>	<p>○男女共同参画専門委員会における公募委員 【内容】男女共同参画社会の形成の促進に関して意見を聴く専門委員会委員10人の内公募委員3人。任期：2年 【実績】10人中3人(H25.4.1現在)</p> <p>○「男女共同参画推進週間(さんかくウイーク)」実行委員の募集 【内容】男女共同参画社会の形成の促進を図るため、「男女共同参画推進週間(さんかくウイーク)」において各種行事の企画及び運営を行う実行委員を募集する。 【実績】22人(男性12人、女性10人)</p> <p>○「新成人の集い」実行委員の募集 【内容】新成人該当者による実行委員会を組織し、新成人の手で「新成人の集い」の企画・運営を行う。(広報は「市民のひろば」や大学等へ出向き学生への呼びかけ等) 【実績】実行委員14人(男性3人・女性11人)／実行委員会29回開催／当日の市民ボランティア(191人)(男性62人・女性129人)</p> <p>○男女共同参画推進週間「さんかくウイーク」(6月21日～27日) 【内容】「さんかく条列」の規定に基づき、市民及び事業者と協働して全市的に各種行事等を実施。 【実績】47行事、参加者数延々3,792人 (フレウイーク6月14日～6月20日、フォローウイーク6月28日～7月4日実施分を含む)</p> <p>○「男女共同参画推進週間(さんかくウイーク)」での公民館行事の開催 【内容】男女共同参画をテーマとする講座を全館で開催 【実績】37館、延々1,771人</p>	<p>女性が輝くまち づくり推進課</p> <p>女性が輝くまち づくり推進課</p> <p>こども企画総務 課</p> <p>女性が輝くまち づくり推進課</p> <p>公民館</p>
2 男女共同参画社 会推進センター 「さんかく岡 山」の機能の充 実	<p>多様な団体等の連携に よる広報・啓発活動の 推進</p> <p>市民協働の活動拠点と しての場と情報の提供</p>	<p>○市広報紙・市政テレビ・市政ラジオ等による広報(再掲) ○オレンジリボンキャンペーン実行委員会との連携による広報、啓発</p> <p>○市民協働事業(再掲) 【内容】男女共同参画社会の形成を促進する事業について、その企画案をさんかく岡山登録団体(市民)から募集する市民企画事業と市が提案する市 企画事業を市と市民が協働で実施。 【実績】市民企画事業8事業、市企画事業1事業</p> <p>○さんかく岡山 【内容】①会議室の利用提供 ②ミーティングルームの利用提供 ③図書・ビデオの貸出 ④印刷機等の利用提供 ⑤託児室の利用提供 ⑥ギヤラ リー他利用提供 【利用実績】①8,180人 ②4,294人 ③402人 ④102人 ⑤797人 ⑥4,003人</p>	<p>女性が輝くまち づくり推進課</p> <p>女性が輝くまち づくり推進課</p> <p>女性が輝くまち づくり推進課</p>

参 考 資 料

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	P55
岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「第3次さんかくプラン」のあらまし	P60

○ 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例

平成13年6月27日

市条例第34号

改正 平成23年3月16日市条例第17号

平成25年12月25日市条例第49号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策(第9条—第20条)

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消(第21条—第27条)

第4章 推進体制(第28条—第34条)

第5章 補則(第35条)

附則

我が岡山市は、古くから、瀬戸内の温暖な気候と多様で豊かな自然に加え、多くの先人たちの活躍により、伸びやかで晴れ晴れとした風情と多彩な芸術文化を育み、先駆的な教育を実践してきた。

先人たちの軌跡をたどれば、性別にとらわれず自立した生き方を提唱する者、性別を超えて新たな活躍の場を求めて果敢に挑戦する者など、それぞれの時代を切り開いた男女の輝かしい足跡が今によみがえる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等は依然根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。

新たな千年紀を迎え、社会経済情勢の急激な変化に対応し、持続的発展が可能な岡山市を創造するには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることにより、個人の個性と能力が十分に発揮されることが必要である。

ここに、私たち岡山市民は、性別にかかわらず一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創造するため、先人たちの功績に恥じぬよう、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うべき社会をいう。
- (2) 配偶者等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第1条第3項に規定する配偶者並びに法第28条の2に規定する関係にある相手をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、ともに自分らしく輝くことができることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成は、性別による固定的な役割分担によらず、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動とその他の活動とを両立できることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画社会の形成は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画社会の形成は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画社会の形成は、国際的な取組と協調、連携して行われなければならない。

7 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の重点施策として男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的な施策(積極的改善措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消を含む。)を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国、県と連携を図り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者と協働して、男女共同参画社会の形成を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及び職場における活動と家庭における活動その他の活動との両立に配慮し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 男女は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、ともに積極的に参画するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応により相手方に不利益を与える行為

(3) 家庭内等における配偶者等への身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼす行為その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第29条に規定する岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを図るものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成を阻害している要因の調査分析及びその解消のための方策の研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市長は、調査の結果及び研究の成果を公表するものとする。

(普及啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解を促進するために必要な普及広報活動を行うものとする。

2 市は、第8条各号に掲げる行為の防止に関する啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(学校教育及び社会教育の推進)

第13条 市は、学校教育及び社会教育(職場における学習を含む。)において、男女共同参画社会の形成に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動の支援)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第15条 市は、男女がともに家庭生活及び地域生活と、職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護等において必要な支援を行うものとする。

(事業者の表彰)

第16条 市は、雇用の分野における男女共同参画社会の形成に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に行う事業者の表彰を行うものとする。

2 市長は、前項に掲げる表彰を行ったときは、事業者の取組を公表するものとする。

(男女共同参画推進週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解並びに男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するため、男女共同参画推進週間を6月に設ける。

2 市は、男女共同参画推進週間において、市民及び事業者の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を実施するものとする。

(市民に表示される情報に関する措置)

第18条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長する表現並びに過度の性的な表現が行われないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会等における積極的改善措置)

第19条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう選任しなければならない。

2 前項の規定は、岡山市男女共同参画専門委員会が、やむを得ない事情があると認めるときは、適用しない。

3 前2項の規定は、委員の任期の中途において委員の数に変動が生じる場合について準用する。

(苦情の処理)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、規則で定める手続により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切に処理するものとする。

3 市長は、前項の苦情の処理に当たっては、岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴かななければならない。

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消

(男女共同参画相談支援センター)

第21条 市は、男女共同参画相談支援センター(以下「市相談支援センター」という。)を岡山市男女共同参画社会推進センター(以下「さんかく岡山」という。)内に設置する。

2 市相談支援センターは、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、情報の提供その他の支援を行うものとする。

3 市相談支援センターは、次に掲げる機関と連携を図りながら協力するものとする。

(1) 岡山市福祉事務所設置条例(昭和56年市条例第27号)に基づく福祉事務所

(2) 法第3条第1項(法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づき岡山県が設置する配偶者暴力相談支援センター(以下「県相談支援センター」という。)

(3) 警察、弁護士会、医療機関その他の関係機関

(女性相談員による相談等)

第22条 市長が委嘱した女性相談員(売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第2項の規定に基づき市長が委嘱する婦人相談員をいう。以下同じ。)は、市相談支援センターと連携を図りながら、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、必要な指導を行うものとする。

(被害者の緊急一時保護)

第23条 市は、配偶者等からの第8条第3号に掲げる行為(以下「配偶者等からの暴力」という。)を受けた者(配偶者等からの暴力を受けた後婚姻又は法第28条の2に規定する関係を解消した者であって、当該配偶者等であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがある者を含む。以下「被害者」という。)からの申出により、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

2 前項に規定する緊急一時保護を行う期間は、被害者が当該申出を行った時から、法に基づく一時保護が開始されるまでの間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当するときは、緊急一時保護を行わない。

(1) 当該緊急一時保護の申出の理由となった配偶者等からの暴力と同一の事実を理由とする法第10条第1項各号(法第28条の2において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係る保護命令の申立てについての決定により、当該緊急一時保護の必要性を欠くことが明らかなきとき。

(2) 法に基づく一時保護が行われないうとき、正当な理由なくして法に基づく一時保護の申出が行われないうときその他の緊急一時保護を行うことが適当でないとき認められるとき。

4 市は、偽りその他不正の手段により第1項に規定する緊急一時保護を受けた者に対して、当該緊急一時保護に要した費用の返還を求めることができる。

(被害者の保護及び自立支援)

第24条 市は、法第10条第1項第1号(法第28条の2において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係る保護命令の決定を受けた被害者(市内に住所を有する者に限る。以下この条において同じ。)からの申出により、当該保護命令が効力を有する間、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)に対して、市の施設において、法第5条(法第28条の2において準用する場合を含む。)に規定する保護に準ずる保護を行うことができる。

2 前項の場合において、市は、被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっ旋、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

3 前2項の規定は、法第18条第1項(法第28条の2において準用する場合を含む。)の保護命令の再度の申立てを行った場合につい

て準用する。

(配偶者等からの暴力の発見者による通報等)

第25条 配偶者等からの暴力を受けている者を発見した者は、法第6条第1項(法第28条の2において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、その旨を県相談支援センター又は警察官に通報するよう努めるほか、市相談支援センター又は女性相談員に通報することができる。

2 市相談支援センター及び女性相談員は、被害者に関する通報又は相談を受けたときは、必要に応じ、被害者に対し、市又は県相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

3 前2項の場合において、市相談支援センター及び女性相談員は、法第6条第1項の規定により、被害者の意思を尊重しつつ、県相談支援センター又は警察官に通報するものとする。

(職務関係者の義務等)

第26条 市が実施する被害者の保護、相談等に職務上関係のある者(市の依頼によりその業務の一部を行う者を含む。以下「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保に十分な配慮をしなければならない。

2 職務関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 市は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者等からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(暴力の防止及び被害者の保護の促進)

第27条 市は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進を図るものとする。

2 市は、被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上を図るものとする。

3 市は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うものとする。

第4章 推進体制

(推進体制の整備)

第28条 市は、市、市民及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会の形成の効果的な促進を図るため、市、市民及び事業者が参加する全市民的な推進組織として、さんかく岡山の機能の育成、充実を図るものとする。

2 市は、さんかく岡山を拠点に、市の施設相互間の連携体制の整備に努めるものとする。

3 市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

(岡山市男女共同参画専門委員会の設置)

第29条 本市の男女共同参画社会の形成の促進について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市男女共同参画専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第30条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第9条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 第19条に規定する審議会等の委員の選任に関すること。
- (3) 第20条に規定する苦情の処理に関すること。
- (4) 男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第31条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第32条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、第2号に掲げる者については、委員の総数の10分の3以内の数とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応じた者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第33条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第34条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

第5章 補則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第19条及び第21条から第26条までの規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第19条第3項の規定は、平成14年4月1日前から引き続き任期の中途においては適用しない。
- 3 平成14年3月31日までの間は、第9条第4項の規定中「第5条第2項の規定による専門委員会」とあるのは、「第5条第1項の規定による部会」とする。

附 則(平成23年市条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後、最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第32条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成25年市条例第49号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「第3次さんかくプラン」のあらまし

1 策定の経緯

岡山市は、平成13年6月に、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（さんかく条例）」を、市と市民の協働により制定しました。

このさんかく条例の規定に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成14年3月に「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画（さんかくプラン）」、平成19年3月に「新さんかくプラン」を策定し、市民と協働しながら、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでまいりました。

平成22年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、前回調査（平成17年実施）に比べ、「男は外で働くもの、女は家庭を守るもの」といった固定的な性別役割分担意識が解消されつつあり、男女共同参画の意識の高まりを示していますが、実態としては、依然として家事を担うのは女性であることが多く、男女共同参画が十分浸透しているとは言い難い状況にあります。

こうしたことから、男女共同参画社会を実現するためには、個人のみならず、社会全体での意識改革とともに男女共同参画推進に向けてのさらなる取組が必要であると考えます。

このような考えのもと、「新さんかくプラン」の計画期間が平成23年度をもって満了するのを受けて、平成24年3月「第3次さんかくプラン」を策定しました。

2 検討経過

- (1) 岡山市男女共同参画専門委員会での審議（7回）
- (2) 第3次さんかくプラン策定ワーキンググループ会議（10回）
- (3) パブリック・コメントの実施（期間：平成23年12月15日～平成24年1月13日）
- (4) 公聴会の開催（さんかく岡山、中区保健センター、百花プラザ、西ふれあいセンター）

3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の目的及び基本目標

性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」（＝男女共同参画社会）の実現を目的とし、

- ① 性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現
- ② 性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現
- ③ 性別にかかわらず、多様な意見が生かされる元気なまちの実現

を基本目標とします。

(2) 基本理念

さんかく条例で規定した7つの基本理念を本計画の基本理念とします。

(3) 計画の位置付け及び期間

この計画は、岡山市都市ビジョン〔新・岡山市総合計画〕との整合性を図り、市政のあらゆる分野の施策の推進にあたり、男女共同参画の視点をいかすためのものです。

男女共同参画社会基本法第14条第3項及びさんかく条例第9条に規定する基本的な計画として位置付けます。本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5カ年とします。

4 第3次さんかくプランでの取組

(1) 重点的な取組

これまでの本市の男女共同参画の取組と課題をふまえて、

- ① 男女平等を推進する教育・学習の推進
- ② 配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進
- ③ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ④ 男性にとっての男女共同参画の推進

に重点的に取り組みます。

これらの取組を通じて男女共同参画社会の形成の促進をするためには、市の取組だけでなく、市民・事業者のみなさんが自らのこととして取り組んでいただくこと（協働）が大切です。

(2) プランの効き目を測る

このプランに基づいて市民・事業者・市の行うさまざまな男女共同参画の取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたかを見るための指標（成果指標）を設定します。

また、市の取組については、重点目標ごとに数値目標を設定し、その達成度合の進行管理を行います。

そして、この数値目標と成果指標をもとに、毎年評価を行い、その結果を公表します。

(3) 推進体制

① 審議会

○男女共同参画専門委員会

基本計画の策定や市が実施する男女共同参画に関する施策への苦情の処理等について調査審議するほか、審議会等の男女いずれの委員も4割以上とする「さんかく条例」の規定の適用除外について審査を行うとともに、基本計画が市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたのかを測るための、現状値の把握や行政評価について審議を行います。委員の定数は10人で、3人以内で公募委員を募集します。

○さんかく岡山運営委員会

「さんかく岡山」の運営及び事業に関する審議を行います。委員の定数は8人以内で、学識経験者以外に「さんかく岡山」の利用者の内から委員を委嘱し、「さんかく岡山」の運営及び事業に利用者の視点を反映させます。

② 女性が輝くまちづくり推進本部

市では、男女共同参画及び女性が輝くまちづくりに関する施策を総合的に進めるための庁内推進組織として女性が輝くまちづくり推進本部を置いています。推進本部は、市長を本部長として、局長級の職員及び指名規定により委嘱された職員で構成しており、関係の課長級職員からなる幹事会を設けています。

岡山市男女共同参画専門委員会委員名簿

氏名	専門分野等	現職
おおもと たかし 大本 崇	人権・法律	弁護士 岡山弁護士会
かい はら みよこ 貝原 己代子	社会・家族	NPO法人さんかくナビ理事長 NPO法人全国女性シェルターネット理事
こまつ やすのぶ 小松 泰信	農業経営学	岡山大学大学院環境生命科学研究科教授
たかだ みきこ 高田 美紀子	経済・雇用	一般社団法人岡山県法人会連合会女性部会連 絡協議会会長 岡山商工会議所女性会副会長
てら お かつ 寺尾 勝	公募委員	無職
なか たに あやみ 中谷 文美	文化人類学	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授
なか つか みきや 中塚 幹也	産婦人科学	岡山大学大学院保健学研究科教授
のう しょ ゆみこ 納所 裕美子	公募委員	情報誌「しあわせ」編集長 アート・プロジェクト株式会社代表取締役
ひ かさ あい 日笠 亜衣	公募委員	デザインシータ勤務
まつ い けいぞう 松井 圭三	社会・福祉	中国短期大学保育学科教授

(五十音順)

